

社会教育人材の養成及び活躍促進の現状について

新潟市教育委員会 生涯学習推進課

（１）社会教育主事講習の受講状況や社会教育主事の発令・配置状況、課題について

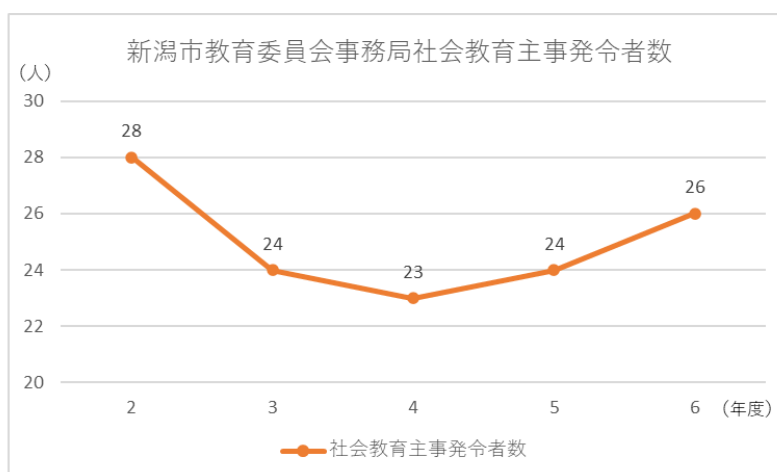
【社会教育主事講習の受講状況について】

令和５年度新潟大学社会教育主事講習受講者は１５人であった。令和６年度は新潟大学で実施していない。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが開催する社会教育主事講習について、周知を図っているが、各自治体からの受講数等は非公表となっている。

【社会教育主事の発令・配置について】

社会教育法第九条の２において、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。」と定められており、本市においても下記のとおり発令している（令和６年度社会教育関係課の発令状況は「参考資料３」を参照）。



【課題について】

○受講・発令について

新潟市教育委員会事務局における社会教育主事資格等の受講・取得者情報は把握され、必要に応じて発令しているが、教育委員会外（民間等）については公開している機関がないため、全体は把握できていない。

○活躍の促進（ネットワーク）について

社会教育主事の配置については、社会教育法において定められており、本市においては、配置されているものの、地域における「人づくり、つながりづくり、地域づくり」におけるハブ機能を果たしている人材が社会教育主事・社会教育士の資格を有しているかは把握していない。

（２）社会教育士の認知度向上や有用性の周知、活躍場所の拡大について

【社会教育士の認知度向上や有用性の周知について】

「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知）（以下、文部科学省通知）」においても社会教育士の活躍促進には、地方公共団体や地域住民等の社会教育士に対する理解が不可欠であるとされている。しかし、文部科学省においても HP での紹介にとどまっている状況である。

※参考：文部科学省 HP 社会教育士について

(https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html)

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）での活躍について】

また文部科学省通知では、社会教育士の活躍の場として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が挙げられている。

学校運営協議会の場に公民館職員が参加することにより、学校や地域における課題の把握と、社会教育資源（公民館や図書館など）を活用した教育プログラムの展開が期待される。

なお、令和 6 年度に委員として公民館職員が委嘱されている学校運営協議会は 171 協議会中 45 協議会で、全体の 26%となっている（うち、社会教育主事有資格者数は不明）。

（３）社会教育人材のネットワーク化について

地域単位のネットワークは、地方公共団体等が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、社会教育主事が、地域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながり構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、各地域の実情に応じ、研修や交流を行うことが望ましいとされている。しかし、民間企業や NPO 法人等地域にいる社会教育人材を把握することは難しく、全体を把握できていない。

（４）継続的な学習機会の確保について

国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要とされている。

本市では社会教育関係課職員向けの研修や、それぞれのテーマに沿った市民向けの研修を行っている。

※令和 5 年度社会教育関係課が実施した研修は「参考資料 2」参照